

警 察 庁

「民間団体の活動促進」のための警察の取組状況と今後の方針について

1 民間支援員等に対する研修の充実

警察では、民間被害者支援団体が行う研修内容に関しての助言、講師派遣、会場の借上げ等の協力を行っている。

また、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援するため、被害者連絡協議会で具体的事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシミュレーション訓練を実施している。

このほか、地域における途切れのない支援を促進する観点から、生活支援を実施する地方公共団体等の専門職と民間被害者支援団体との連携を図っている。

○ 警察庁が協力を行った主な研修会の例（いずれも主催は全国被害者支援ネットワーク）

- ・ 令和元年度春期全国研修会（コーディネーター研修）

全国被害者支援ネットワークの認定コーディネーターを目指す方等を対象とした講義（事例検討等）を実施。

- ・ 令和元年度秋期全国研修会

民間被害者支援団体の支援員・相談員等を対象とした各種分科会（被害者支援に関するロールプレイ、事例検討会等）を実施。

○ 被害者支援連絡協議会を活用した連携事例と効果

山形県警察では、被害者支援連絡協議会において、民間被害者支援団体の職員をコーディネーターとした、シミュレーション形式の事例検討会を行い、協議会各会員の行う支援内容の共有及び協議会と民間被害者支援団体との連携強化を図った。

→ 今後も引き続き、民間被害者支援団体が、犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援を十分に実施できるよう、これらの取組を推進する。

2 民間団体に対する財政的援助

警察では、民間被害者支援団体が実施する研修へ講師の派遣等の支援に努めているほか、研修会等の活動支援、相談業務の委託、付添い等の直接支援業務の委託等に要する経費を予算措置し、これらの団体に対する財政援助に努めている。

このほか、犯罪被害者等早期援助団体等における、企業からの寄附金や賛助会費の獲得、売上金の一部を寄附する自動販売機の設置促進等に協力している。

なお、金融庁から選定された支出金管理団体から、預保納付金事業として、犯罪被害者等支援団体への助成が行われている（資料6-②参照）。

○ 民間被害者支援団体に対する業務の委託等に要する経費：約 2 億 6,600 万円（令和元年度予算）

（内訳）

- ・ 直接支援業務委託費：約 4,500 万円
犯罪被害者等に対する直接支援（事情聴取・実況見分・公判出廷等に際しての被害者への付添い、自宅等への移動の際の便宜供与、湯茶の提供、病院等の手配・連絡、被害者等への防犯指導と必要な器具（防犯ブザー等）の貸与、被害者等の職場等関係先への連絡、取材対応への支援等）を行う支援員の委嘱及び研修に係る経費
- ・ 相談業務委託費：約 1 億 1,900 万円
犯罪被害者等からの電話相談、面接相談活動等の業務を行う相談員の委嘱及び研修に係る経費
- ・ 性犯罪被害者支援業務委託費：約 5,000 万円
性犯罪被害者に対する直接支援、相談活動等の業務を行う支援員の委嘱及び研修に係る経費
- ・ 被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託費：約 4,500 万円
各種広報活動及び講演会等の啓発活動の企画立案、管理運営に係る経費
- ・ 民間被害者支援団体に対する活動支援に要する経費：約 600 万円
民間被害者支援団体における研修会の開催経費等研修の充実を図る経費

→ 今後も引き続き、民間被害者支援団体が、犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援を十分に実施できるよう、これらの取組を推進する。